

# 平成22年度 学校経営方針

平成22年3月3日  
 青梅市立第三小学校  
 校長 内藤勝義

## 前文

平成22年度学校経営方針は、地域の自然・社会・歴史の豊かな財産に育まれる中で、保護者・市民の信託に応え、本校児童の人格完成の基盤づくりを担うため、第三小学校の教育創造の方向性と具体的取り組みを示すものである。

学校の全教育活動は、校長の学校経営方針に基づき、担任する学級や専科の指導において、あるいは分掌する校務において、全職員によりきわめて多岐にわたる実践がなされている。本方針で示した具体的行動目標だけが全てでないことは言うまでもない。また、学校教育においては、かなりの部分の業務が、具体的・数量的には表現しがたいものがある。しかし、学校経営方針を具体的に示して改善をさらに進めていくために、学校の改善努力を具体的に示して保護者や地域社会からの信頼を高めるために、具体的行動目標を設定する。

学校経営方針の焦点として、21年度から開始した「新学習指導要領への移行措置の充実」「第三中学校区内の

## 本校の教育で目指す児童像

「いのちを大切にする児童」

可能な限り少しでも努力し、よりよい生き方を求め続け、自分自身を輝かせる児童である。

「世の中のためにつくす児童」

## 目指す児童像を実現するための教育目標

「いのちを大切にし、世の中のためにつくす人になろう。」

- よく聞き、よく考え、最後までやりぬく子ども
- 思いやりがあり、誰とでも仲良くする子ども

	学校経営方針	具体的行動目標
<b>◎ 学校経営の焦点</b>		
焦点-1	<p><b>新教育課程の趣旨・内容についての周知を図り、授業時数の確保を図る。新教育課程における各教科等の指導内容移行措置を実施する。外国語活動の指導を定着させる。</b></p> <p>本文との関連 XⅢ-1 XⅢ-2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新しい教育課程における標準授業の時数を十分に余裕をもって実現できる本校の教育計画を作成・実施する。</li> <li>○ 外国語活動の教育計画を見直し、充実させる。</li> <li>○ 5・6学年で外国語活動を各年間35時間、実施する。</li> <li>○ 外国語活動に関わる校内教員研修を年間12時間(21年度とで通算30時間)以上、実施する。</li> </ul>
焦点-2	<p><b>小・中学校間連携を推進する組織・計画の充実を図る。</b></p> <p>本文との関連 XⅣ-1 XⅣ-2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第三中学校との間で9年間を見通した教育計画を実施する。</li> <li>○ 児童が中学校の総合的な学習の時間等の授業に参加する。</li> <li>○ 第三中学校生徒の第三小学校職務体験を受け入れる。</li> </ul>
焦点-3	<p><b>異校種間の連携を生かした教育の推進・充実を図る。</b></p> <p>本文との関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都立青峰学園との間で、教育活動の情報交流、教員の研修交流、副籍制度の推進、児童の学習交流を充実させる。</li> <li>○ 保育園・幼稚園との間で、就学支援シートをもとにした教育の充実を図る。</li> </ul>

	学校経営方針	具体的行動目標
<b>I 児童一人一人が大切にされる学校を築く</b>		
I-1	全ての教育活動の中で人権尊重の視点に立った教育を推進する。偏見や差別を許さない。相手の立場に立って考える態度を培う。一人一人の良さや優れた点を互いに認め合い学び合う人間関係をつくる。	○ 職員対象の校内人権研修を実施する。 ○ 「人権の花」の育成を通じて、人権尊重意識の育成に努める。
I-2	本校の教育目標に示した子どもの姿を、全教育活動を通じて実現していく。このこと自体が、児童一人一人を最高に大切にすることである。一人一人が大切にされる教育を通じて、児童に自分と他者を大切にし、ひいては社会を大切にすることを培う。	○ 年間2回、いじめの有無を直接、児童から調査し、対応する。
I-3	異学年や地域の方との交流を生かした学習を通じて、思いやりの心を育成する。	○ 「介護施設との交流」などをはじめとして、あらゆる教育活動の中で思いやりの心を指導する。
<b>II 安全な学校を築く</b>		
II-1	登下校路、校庭や校舎内外、教室内、給食時、清掃時など、全教育活動を通じて児童の安全確保を実現する。	○ 各学期はじめの5日間、職員で登校路安全監視を行う。
II-2	児童や保護者・地域の方との協働や連携の体制を充実させ、危機の発見、初期対応、早期解決に努める。日常的に安全点検の目で施設・設備を点検、整備する。児童の安全確保については、組織で迅速な実行に努める。	○ 地域安全監視のスクールガードリーダー講習に30名以上が参加する。
II-3	学習指導を通じて、ケガや事件・事故を未然に予防するとともに、万一の場合への対処法の指導を徹底する。	○ 対象学年児童に自転車運転講習を実施し、免許証を交付する。 ○ 避難訓練と安全指導を月に各1回、実施する。
<b>III 学力向上の学校を築く</b>		
III-1	基礎基本の定着を図る。話す、聞く、読む、書く、考える、計算するなど、基礎・基本の学習を確実に積み上げる。常に指導法の工夫、改善を図り、体験的、問題解決的学習活動を重視する。一人一人の能力や関心に合わせ、個に応じた指導を充実させる。TTや保護者参加の授業、ゲストティーチャーとの協力授業、学年合同授業、学年内交換授業、教材の共同開発などを工夫する。学力向上推進プランを見直し、実践を充実させる。	○ 学力向上推進プランの進捗状況を年間2回、検証する。 ○ 児童による授業への評価を年間2回、取り入れる。 ○ 各担任が学力向上のための具体策を、学級経営案、保護者向け資料、自己申告書に明記する。 ○ 指導者として講師の配置を受けて、算数の少人数指導を第3学年で実施する。
III-2	考える力、まとめたり表したりする力、学ぶ力を育成する。総合的な学習の時間をはじめ全教育活動の中で実現する。考えたり、まとめたり表したり、学び方を身に付けたりする機会を増やし、指導を充実させる。発見する喜びや調べる楽しさ、発表する達成感、成就感を味わわせる、魅力ある授業を創造する。	○ 学期に1回は、全学級で児童一人一人がまとめたり、表したり、調べたり、発表したりする場面を設ける。
III-3	評価を工夫し、学習意欲を高める。学習や学校生活について、可能な限りさまざまな観点からの評価に努める。学習結果の評価だけでなく、関心や意欲・態度の評価を工夫する。評価の記録方法を工夫するとともに、学級指導や保護者会、通知表・指導要録などで適時・適切に還元して、意欲を高める。	○ 全学級で互いのよさを認め合う工夫を取り入れる。道徳や学級活動の時間、保護者会、学期末評価などで情報活用を図る。

	学校経営方針	具体的行動目標
<b>IV 指導力の向上を図る</b>		
IV-1	本校児童の学力向上のため、学習指導要領に基づき、東京都や青梅市の教育構想実現に向け、指導力向上に努める。	○ 特に1、3、5校時をチャイムと同時に始める。 ○ 教育実習生を受け入れ、その指導を通じて職務のあり方を見直す。
IV-2	教育計画を充実させるとともに実践を通じて常に見直す。各教科・領域等の教育計画の充実を図る。学級経営案の充実を図る。週案簿の充実を図る。	○ 週案簿(週指導計画)に、本時の、単元・題材名、ねらい、実施記録、を記入する。
IV-3	研修・研究を充実させる。授業は、常時、互いに見合っ課題を見つけ修正する。保護者や外来者にも授業を公開し、適切に意見を取り入れる。青梅市小学校教育研究会に参加することをはじめ、各種研究会への参加にも努め、成果を校内に還元する。校内研究は仮説・検証の骨格や組織的な研究の体制を明らかにし、取り組み内容が明確で児童の学力向上につながるものとなるように工夫する。	○ 校内研究では、各分科会が仮説と検証のための具体的手立てを研究する。指導案を統一様式化し、研究協議の焦点化や事後の検索・追試に役立つようにする。 ○ 全職員が、研修会参加で入手した資料を校内に還元する。
<b>V 心を育てる教育・道徳教育・道徳授業の充実を図る</b>		
V-1	全教育活動を通じて心の教育の充実を図る。	○ 全教科・領域を通じて「心のノート」を最大限、活用する。
V-2	全教育活動を通じて道徳教育の充実を図る。道徳授業地区公開講座の充実を図る。	○ 道徳授業地区公開講座で全学級が指導案を作成して実施する。
V-3	道徳の時間の中で道徳的価値に照らして自己を振り返らせ、道徳的実践力を育てる授業を工夫する。	○ 年間授業観察3回のうち1回を道徳とし、指導略案を作成する。
<b>VI 健康指導・体力づくり指導の充実を図る</b>		
VI-1	スポーツテストの実施・分析などを生かし、健康づくり・体力づくりのための指導を充実させる。	○ 集会や各学年の授業で学期1回以上、体力向上に取り組める工夫を取り入れる。
VI-2	心身の健康相談を充実させる。	○ 校内で相談機能向上に資する情報を学期1回以上、共有する。 ○ スクールカウンセラーの配置を受け、児童の心の問題に対応する相談機能を充実させる。
VI-3	校内組織や相談機関など外部組織と適切に、密接に連携し、問題解決を図るように努める。	○ 学習支援スタッフ、心理相談員との間の連絡に努め、記録の活用を図る。

	学校経営方針	具体的行動目標
<b>VII 特別活動の充実を図る</b>		
VII-1	学校生活に親しませ、学校を愛する心を育てる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 清掃・奉仕的活動に関して、全学年で指導の場を設ける。</li> <li>○ クラブ活動、「みんなでコンサート」の実施などをおし、学校に親しみ愛する心を育てる。</li> </ul>
VII-2	集団生活を豊かなものにしようとする気持ちや態度を育てる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 進んであいさつができるように、全校児童朝会で学期1回以上、指導する。全学級の学級指導で週1回以上、指導する。</li> </ul>
VII-3	学級内、学年内、学校内の問題に自ら気づき、自ら解決する意欲や態度を育てる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員会活動、係活動などを通じた児童の主体的な取り組みを工夫する。</li> </ul>
<b>VIII 情報教育の充実を図る</b>		
VIII-1	必要な情報を検索し、蓄積・加工したり、適切に表現したりできる力を育てる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童一人一人が情報収集から加工、表現まで行う機会を学期1回以上、設定する。</li> </ul>
VIII-2	学校図書館やパソコンの適切な利用法の指導を充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 書籍活用指導、PC利用指導を年各6回以上、実施する。</li> </ul>
VIII-3	学級内、学年内、学校内での情報発信・交流を生かした学習を充実させる。地域との情報発信・交流を生かした学習を充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全学年で実施する。</li> </ul>
<b>IX 国際理解教育の充実を図る</b>		
IX-1	AETとのTTを通じて、外国語による意思疎通の楽しさに触れ、さらに学ぼうとする意欲を育てる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各学年で工夫し、全学級でAETとの分担を取り入れる。</li> </ul>
IX-2	積極的に異文化を理解し親しもうとする心を育てる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国や外国文化に関する校内掲示を行う。</li> </ul>
IX-3	世界的な視野での環境、歴史、科学などの学習に関心を持たせる指導の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各学級で、書籍や資料を紹介するなど、外国や外国文化に関心をもたせる。</li> <li>○ 市の国際理解講座への参加の啓発し、学習を支援する。</li> </ul>
<b>X 自校や地域の教育力・環境・素材を生かした教育を充実させる</b>		
X-1	ゲストティーチャー、ボランティアティーチャーの計画的招聘を工夫する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ゲストティーチャーとの協力授業を各学年3回以上、実施する。</li> </ul>
X-2	地域を生かした教材・教具の開発に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教材・教具を全学年で開発する。</li> <li>○ 市の科学教室参加を啓発し学習を支援する。</li> </ul>
X-3	「子どもいきいき学校づくり推進事業」の有効活用を工夫する。他校にない本校の財産である「和太鼓・箏」「稲作学習」「三小の森」「三小自然園」などの継承・充実・発展に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業趣旨を生かし教育活動を工夫する。</li> <li>○ 和太鼓と箏を学習に取り入れる。</li> <li>○ 和楽器の専門指導者を招き指導を充実させる。</li> <li>○ 異学年交流を生かした授業を実施する。</li> </ul>

	学校経営方針	具体的行動目標
--	--------	---------

## X I 特別支援教育の充実を図る

X I -1	一人一人の発達や障害に合った指導を充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校内研修等に外部講師を招き、指導に取入れを図る。</li> <li>○ 学習支援スタッフとの連絡・連携を深め、各学級での指導の充実を図る。</li> <li>○ 就学支援シート、個別指導計画の作成・管理・連携を通じて、児童の状況の掌握と指導の充実を図る。</li> <li>○ 教職大学院大学の連携協力校として、大学院生の派遣を受け、連携を生かした教育を推進する。</li> </ul>
X I -2	さまざまな体験活動の機会を工夫し、自立を高める教育を充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一人一人に目標をもたせ、自立を高める指導を取り入れる。</li> </ul>
X I -3	かすみ学級と通常の学級との交流学习、他校間の交流学习などを通じて、交友関係を広げさせ、社会性を育てる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 授業や給食で定期的に交流する内容の充実・推進を図る。</li> <li>○ 特別支援教育の内容や成果を発信する。</li> <li>○ 内容の充実を図る。</li> </ul>

## X II 生活指導の充実を図る

X II -1	物事の善悪を明確に指導し、自ら判断できるようにさせる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校外の遊びについての苦情について、即座に対応して関係保護者に連絡するとともに、学級でも指導して皆無になるよう目指す。</li> <li>○ 教育相談活動に関して関係機関、他校との連携を深め、推進の充実を図る。</li> <li>○ 健全育成サポートチーム活動を定着させる。</li> </ul>
X II -2	生活のきまり遵守を徹底させる。学習・生活の良い習慣を身に付けさせる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下校時刻後に無許可で校内に残留する児童をなくす。</li> <li>○ 毎月の目標を設定し、児童朝会や学級指導を通じて指導する。</li> <li>○ 長期休業前に資料配布するとともに指導する。</li> </ul>
X II -3	安全指導を徹底する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通事故を皆無にする。</li> </ul>

## X III 新教育課程への移行措置の推進を図る。

X III -1	新教育課程の趣旨・内容についての周知を図り、授業時数の確保を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校便り、学校教育説明会等を通じ、保護者・市民に新教育課程の趣旨・内容について、引き続き周知を図る。</li> <li>○ 新しい教育課程における標準授業の時数に25～40時間の余裕をもって実現できる本校の教育計画を作成・実施する。</li> </ul>
X III -2	新教育課程における各教科等の指導内容移行措置を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全教員が担当学年・教科の移行措置要領を把握し、指導する。</li> <li>○ 移行措置に要する教材・教具を整備する。</li> </ul>
X III -3	外国語活動の指導を開始する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国語活動の教育計画を見直し、充実させる。</li> <li>○ 5・6年で外国語活動を各年間35時間、実施する。</li> <li>○ 外国語活動に関わる校内教員研修を年間12時間(21年度とて通算30時間)以上、実施する。</li> </ul>

	学校経営方針	具体的行動目標
<b>XIV 異校種間の連携を生かした教育の推進・充実を図る。</b>		
XIV -1	小・中学校間連携を推進する組織・計画の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小・中学校間で校長、副校長、主幹による連絡協議を実施する。</li> <li>○ 第三中学校との間で9年間を見通した教育計画を実施する。</li> </ul>
XIV -2	小・中学校間連携を具体的に推進し内容の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小・中学校間で教員の授業参観・協議を実施する。</li> <li>○ 児童が中学校の総合的な学習の時間等の授業に参加する。</li> <li>○ 第三中学校生徒の第三小学校職務体験を受け入れる。</li> </ul>
XIV -3	異校種間の連携を生かした教育の推進・充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都立青峰学園との間で、教育活動の情報交流、教員の研修交流、副籍制度の推進、児童の学習交流を充実させる。</li> <li>○ 保育園・幼稚園との間で、就学支援シートをもとにした教育の充実を図る。</li> </ul>
<b>XV 家庭・地域との連携を生かした教育活動の充実を図る</b>		
XV -1	学校運営連絡協議会の充実に努める。教育活動の説明の機会とする。教育活動や学校運営の参考とする。地域や保護者と連携・協力して子どもを育てる教育活動を創造する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校運営連絡協議会対象の学校教育説明会と同報告会を実施する。</li> <li>○ 学校関係者評価を年2回実施し、公表する。</li> </ul>
XV -2	計画－実践－評価－行動の評価サイクルを明確化させ、家庭・地域からの評価や意見、要望、願いを把握し、学校教育や学級経営の改善に生かすよう努める。提起された問題には、全教職員の力で、あるいは外部機関の力も得て、誠実に対応する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者対象の学校教育説明会と同報告会を実施する。</li> <li>○ 保護者対象の学校評価を年2回実施し、公表する。</li> </ul>
XV -3	紙面やHPなどを通じて、学校、学年、学級からの適切な情報発信により、校長や担任の経営方針や教育活動の紹介に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ HP掲載内容を年3回、更新する。</li> <li>○ 地域の活動への参加に努める。</li> </ul>
<b>XVI 教職員一人一人が資質向上に努め、学校内外の組織を生かした教育活動の充実を図る</b>		
XVI -1	服務規律の遵守を徹底する。全体の奉仕者としての自覚をもち、服務の厳正に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 服務事故防止研修を年2回、実施する。</li> </ul>
XVI -2	提案文書や報告は事前に提出して検討できるようにし、会議時間を短縮する。学年・学級指導の時間、事務室職務の時間などを確保するため、会議内容は厳選する。全教職員が一人ももれなく機能するために、相互の適切な連絡・情報共有に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員会議提出文書は運営委員会で事前検討され、校長決済を得たものとする。</li> </ul>
XVI -3	保護者や地域の理解と信頼の拡大に努める。PTA・地域の行事への参加に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員が校内で名札を着用する。</li> <li>※ 児童との身体接触時の危険回避、作業や実習指導時の危険回避を優先させる。</li> </ul>